

千原：需給の面では昭和57年頃という考えも出ているが、現在の開発基本方針に基いて昭和50年前後ということだ。調査の限界は御指摘の通りであり、試行錯誤を反省しながら進めている。環境の問題については、今後の水産海洋研究と密接に接触して行きたい。

辻田（北大）：最後には企業化ということだろうが、息永く海洋の蛋白資源を利用するためには、雑魚の利用計画を充分考えていただきたい。

千原：雑魚、低位のものを利用することは将来必要だと思う。現在は単なる蛋白資源開発の問題ではなく、魚種毎の需給のアンバランスを改善するための開発を進めて行く段階であると思う。

5 新漁場開発と国際問題

長崎 福三（遠洋水産研究所）

世界的に漁業生産量が増大し、既在の漁場における商業魚種が殆んど開発つくされ、海域又は魚種によっては既に明らかに過剰漁獲の段階にまで利用されている例は珍しくない。それにもかかわらず、水産物に対する需要度は世界的に増大しつつあり、日本のような漁業先進国においてすら水産物の需要と供給の不均衡が論じられている。従って未開発の漁場又は資源の開発利用の必要性はただ日本に限ったことではない。しかし、技術的、経済的にみて開発可能な範囲内に、どの程度の資源があるのか予測することは頗る難しい。おそらく資源的にみて新しく開発利用しうる余地はかなり限定されてきているに違いない。この限られた限界をなるべく拡大するためには漁撈技術、漁獲物の利用加工、市場の開拓などに立体的な努力が払われなければならないが、一方技術的側面とは別に、未利用資源を開発利用しうるような制度的背景の確立もまた必要であろうと思う。しかし、現行の海洋制度は、複雑に発展しつつある漁業に対応した形に改組されておらず、そのために多くの混乱を招来している。とくに第二次大戦後より正確には1960年以降、大変な混乱状態にあると言っても言い過ぎではないと思う。実態とそれを支える制度とは車の両輪のような恰好で動かなければならない筈である。

このような混乱をきたした原因の一つは、沿岸国の主権あるいは管轄権の及ぶ水域を徐々に沖合に向って拡大してゆく傾向が顕著になってきたことであり、しかも、その拡大の範囲又は方法に統一性がなく、不均一の拡大が行われていることにある。これは領海の幅員に例をとってみれば明らかである。日本は昔から領海3海里を維持しつづけているが、既に南米の諸国は200海里を主張している。またその両極端の中間にさまざまな幅員が存在している。また、1958、60年のジュネーブにおける海洋法会議の論議の過程で導入された漁業水域という概念があり、未だ制度化されていないけれども実質的には漁業管轄権の拡大という形で定着しつつある。

二番目の原因としては沿岸国が地先の海域ないしはそこでの資源に対して特別な利害関係をもっているという考え方である。ジュネーブの4条約のうち、3番目の資源保存に関する条約には「沿

岸国は、その領海に隣接する公海のいずれかの水域における生物資源の生産性の維持に特殊な利害関係を有する」と規定されている。この条文は一般に沿岸国のかなり漠然とした主張を表現しているが、「隣接する公海のいずれかの水域」はかなりあいまいな表現であり、また、「特殊な利害関係」の内容も不明瞭である。特殊な利害関係は特殊な権利とおきかえて理解され易いむきもある。沿岸国が漁業国の進出を排除したいという考え方には2つの動機がある。1つは自国の沿岸漁業を保護し、更には育成してゆきたいという考え方で、漁業国の大型漁船団との不利な競合を避けようとするものである。他の1つは、現在はまだ漁業を行っておらず、従って十分に資源を利用してはいないが、将来の利用に備えて資源を保存しておきたいという考えである。このような沿岸国の主張は様々の形で表現されてきている。1952年の李ラインがそうであり、同じ年の南米3ヶ国（チリー、ペルー、エクアドル）の海洋帯宣言（別名サンチャゴ宣言）もこれに近い考え方であり、更には日本、アメリカ、カナダ間の北太平洋漁業条約の骨子をなしている自発的抑止の理論も例外ではない。

3番目の原因は公海生物資源—領海内の生物資源は沿岸国の主権下にあるので、これを除いた公海での魚類資源—をどのように管理し、どのように利用すべきか、つまり資源保存と配分の問題が明確化されていない点である。従来は公海における生物資源は名実共に“Free access”であった。原則的には今でもそうであるが、実際問題としては新しい漁場が開発されたとしても、最近の漁船団の機動力及び漁獲力をもってすれば短期間に対象資源が強度の漁獲の対象になることは目に見えている。そのような場合、どのような機関が、どのような方法で合理的管理を実施するかが恒に問題になる。

ここで新漁場開発と直接関係のある幾つかの問題について少し詳細に考察してみよう。

まず、1971年6月現在における領海又は漁業水域幅の状況についてみてみよう。合計100ヶ国のうち、何らかの漁業水域を設定している国は31ヶ国にのぼっている。領海3海里の国が23ヶ国あるが、このうち漁業水域を設けているものが13ヶ国あるので、純然たる領海3海里を維持している国は僅か10ヶ国にすぎない。この中には日本、西ドイツなどが含まれている。一方領海又は漁業水域がちょうど12海里の国が63ヶ国、このうち領海12海里が44ヶ国もある。つまり、領海に関する限り3海里幅は明かに過去のものであり、多数国は12海里を支持していることになる。12海里以上の幅を主張しているのは21ヶ国あり、このうち7ヶ国（エルサルバドル、エクアドル、ウルグアイ、アルゼンチン、ブラジル、パナマ、シエラレオーネ）は領海200海里、コスタリカ、チリ、ペルー、ニカラグアは漁業水域として200海里を主張している。このような従来の範囲をはるかにこえた幅員を主張しているのは主として中南米の国々であり、ごく最近ではアフリカ諸国がこのような傾向に傾きつつある。一般に、その沿岸水域に開発する余地があると考えられている大陸で、このような管轄水域の拡大傾向をみていることは、新漁場開発にある種の困難さをともなう結果になろう。

次に沿岸国が主権又は管轄権下にある水域の範囲をこえて、溯河性魚類または大陸棚依存魚類をその分布域にわたって管理措置をとるという主張が提示されている点に注目しなければならない。

このような沿岸国の管理権の拡大は個々のケースとしては従来もみられたものであり、既に述べた海洋帯宣言などはその例になる。また、自発的抑止の理論もこの考え方に頗る近い。漁業水域とは別に保存水域という主張もあり（パキスタン、セイロン、インド、ガーナ）、これも沿岸国の管理における優先権と見做して差支えない。また、更に一步を進めて、管理水域内での漁獲配分について、沿岸国の優先権を主張する考えもある。このように、水域を規定して管轄権を確立する以外に、魚類の分布域を単位とした形で沿岸国の優位性が徐々に提案されてきている。

質 疑 応 答

山中（遠洋水研）：アフリカ沖でミール工船を規制することは、開発途上国の人々が魚を食糧として利用しようという欲求が強いためか、あるいは直接輸出して外貨を獲得したいためだろうか。

長崎：それはもちろんある。ただアフリカ沿岸国としては、漁業国の進出をなるべく阻止しようという、言いがかりとは言えない何かがある。

宇田（東海大）：来年の海洋法会議で領海12海里がもし決ったとき、すでにそれ以上の制限をしている国も合意するだろうか。

長崎：12海里に一致する可能性はまずない。200海里を主張している8カ国が12海里の領海にまでさがることはほぼ考えられない。従って、恐らく12～200海里の間で専管水域の考え方が導入されることは避けられない。

井上（農技研）：国際条約を考える以上、環境の変動、汚染の状態を知るためモニターステーションを置かなくてはいけないと思うが、

長崎：汚染問題は今度の海洋法会議の重要な課題として提出される。従来のように地域的に統一のとれない形でモニターされることはまずないし、許されないと思う。漁業規制のかなり厳しい結果が出てくると思う。

石野（東水大）：大陸棚依存種とは、成長段階のある一時期のものをも含むのか。

長崎：ある時期移動するもの、おそらく産卵期だと思うが、を含めている。

6 トロール漁法と漁場開発

小 山 武 夫（東海区水産研究所）

漁撈技術面で漁場開発に関係のありそうな事柄につき、2, 3知見を述べる。

1 グランドロープの地づき

トロール、底曳関係で漁獲効率に最も重要な影響を与えるのは、何といてもグランドロープ